

専門委員意見一覧表(第1回)

資料7

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
1	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	3	P49	岩貞委員	チャイルドシート使用基準である150cmに満たないこどもがチャイルドシート未使用のために死亡事故(令和5年8月、福岡)が発生しており、150cmの身長になるまでチャイルドシート・ジュニアシートをいかにして使用させるかが重要である。また、使用率が近年横ばいになっている。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの正しい使用の推進」と記載しており、シートベルト・チャイルドシートの着用が交通事故による被害の防止及び軽減に大きな効果があることを国民に周知徹底するとともに、体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発について、官民一体となって取り組んでまいりたい。【内閣府】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「6歳以上の児童に係るチャイルドシート使用について、体格に応じてチャイルドシートを使用するよう広報啓発を強化」することについて記載しており、6歳以上のこどもであっても体格等の事情によりシートベルトを適切に着用できない場合にはチャイルドシートを使用すること等について広報啓発を図ってまいりたい。【警察庁】
2	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通環境の整備	5	P30	岩貞委員	高齢者の移動手段として、バスやタクシーの数が減少しており、公共交通機関に頼れない地域が増えている。高齢者の移動手段の確保について、実現の可能性も含めて再検討が必要である。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 1 道路交通環境の整備」において、「地域住民の移動手段の確保に向け、「交通空白」の解消に取り組むとともに、地域交通のリ・デザインを全面展開する」と記載しており、国土交通省「交通空白」解消本部で、令和7年度から9年度の3か年を「交通空白解消・集中対策期間」として、「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくりを推進してまいりたい。【国土交通省】
3	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	1	P45	田村(道)委員	外国人に対する交通安全教育の推進について、各国の交通安全教育の状況や受講率といったエビデンスのもと、有効性の観点から実施方法や内容を再整理するべきではないか。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、外国人に対して「自国の交通ルールとの違いを踏まえた、日本の交通ルールやマナーを理解・徹底させる」ことについて記載しており、母国との交通ルールの違い等を理解できるよう、取組を強化してまいりたい。【警察庁】
4	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	1	P45	田村(道)委員	外免切替に対するハードルが低く感じる。各国の交通事故率や運転者の交通安全に対する意識、来日後の教育で十分なのか等情報を揃え、再整理が必要なのではないか。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 I 今後の道路交通安全対策を考える視点」において、外国人の交通安全対策の推進」として、「「外免切替」制度についても、厳格な運用を図る」ことについて記載しており、外免切替時における知識確認及び技能確認の方法を厳格化することで、日本の交通ルールを十分に理解しているか確実に確認してまいりたい。 また、骨子案「陸上交通の安全 第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「自国の交通ルールとの違いを踏まえた、日本の交通ルールやマナーを理解・徹底させる」ことについて記載しており、母国との交通ルールの違い等を理解できるよう、取組を強化してまいりたい。【警察庁】

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
5	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	高齢者及び子供の安全確保	5	P30	川端委員	高齢者にどのようにして運転を避けてもらうかではなく、どのように移動してもらうか考える必要がある。サポートカーや自動運転の地域導入を検討すべきではないか。	骨子案「陸上交通の安全 第3章 第3節 Ⅱ 8 研究開発及び調査研究の充実」において、「特定自動運行許可制度の安全で円滑な公道実証実験のため、ガイドラインや道路使用許可の適正な運用と事業者に対する周知を図る」ことについて記載しており、自動運転の実施に際しては、その審査に必要な手続の透明性・公平性を確保するなど、各都道府県警察、自治体、事業者に対し、必要な支援をしてまいりたい。 また、令和2年の道路交通法の改正により、令和4年5月から、運転免許証の自主返納だけでなく、より安全な自動車に限って運転を継続するという中間的な選択肢として、サポートカー限定免許制度が導入されており、関係団体等と連携しながら制度の更なる周知に努めてまいりたい。【警察庁】 新車乗用車のほぼ100%が衝突被害軽減ブレーキ等を備えた車（いわゆるサポカー）である。 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 4 車両の安全性の確保」において、「高齢運転者による交通事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進」と記載しており、高齢運転者の運転操作ミス等による事故を防止するため、先進安全技術の更なる高度化を図ってまいりたい。 また、骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 4 車両の安全性の確保」において、「安全な自動運転車の開発・実用化・普及のための取組」に記載があり、自動運転移動サービスの普及・拡大に向けて、事業化推進及び制度整備に係る取組を行ってまいりたい。【国土交通省】
	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	安全運転の確保	1	P54、55			
	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	車両の安全性の確保	1	P63			
6	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	被害者支援の充実と推進	-	P76	川端委員	交通事故時における保険金の不払いをなくすため、保険や車検等の自動車に係る基本知識について教育を充実させる必要がある。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅰ 今後の道路交通安全対策を考える視点」において、「外国人の交通安全対策の推進」と記載しており、国土交通省や関係団体では、自賠責保険制度や車検制度等について、リーフレットやポスター等を通じた周知のほか、ウェブサイト等の各種媒体から動画等を活用した広報活動も行っている。さらに、自賠責保険・共済ポータルサイトや出入国在留管理庁が作成している生活・就労ガイドブックにおいて、多言語での情報提供も実施しているところである。引き続き、関係省庁や関係団体とも連携し、外国人を含めた自賠責保険制度や車検制度等の周知徹底に取り組んでまいりたい。【出入国在留管理庁・金融庁・厚生労働省・国土交通省】
7	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	3	P50	中土委員	いつまでもなくならない「飲酒運転」と、最近問題になっている「ながらスマホ」については、啓発以外の対策も必要である。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 5 道路交通秩序の維持」において、「飲酒運転、妨害運転等の悪質・危険な運転や、国民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する」こと及び「携帯電話使用等のながら運転の指導取締りを推進する」ことについて記載しており、啓発以外の対策として、指導取締りの推進に取り組んでまいりたい。【警察庁】
8	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通環境の整備	1	P22	中土委員	歩車分離式信号の条件緩和は大きな一歩だと思う。また、横断歩道の整備は、横断歩行者の保護についてドライバーの意識づけに寄与していると考える。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅰ 歩行者の安全確保と遵法意識の向上」として、生活道路等における「歩車分離式信号の整備、横断歩道の設置や適切な管理」について記載しており、引き続き、安全・安心な歩行空間の確保を積極的に進めてまいりたい。【警察庁】
	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通環境の整備	3	P25			
9	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	1	P44	畑中委員	高齢者は免許返納後に自転車へ移行するケースが増え、安全な利用が課題である。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「自転車の安全利用の推進」と記載しており、自転車安全利用五則等を活用して自転車利用時における交通ルール等の周知を図ってまいりたい。【内閣府】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、高齢者に対する「加齢に伴う身体機能低下の自覚とそれに応じた安全運転を促す交通安全教育を推進する」ことについて記載しており、高齢者の安全な自転車利用を図ってまいりたい。【警察庁】
	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	3	P48			

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
10	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	1	P42	畑中委員	欧米では、こどもに対する自転車の交通ルールの教育を非常に重要視しているが、日本ではこどもに対する教育が十分でないため、しっかりと交通ルールを学ぶことができる基盤の整備が重要である。また、ルール自体が分かりにくく、守りにくい現状を改善し、守れる、理解できるものにするべき。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「自転車の安全利用の推進」と記載しており、自転車安全利用五則等を活用して自転車利用時における交通ルール等の周知を図ってまいりたい。【内閣府】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「自転車の安全利用の推進」について記載しており、自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会で策定する「自転車の交通安全教育ガイドライン(仮)」に基づき、交通安全教育を行う民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等と連携して、未就学児や小学生等のライフステージに応じた交通安全教育を推進してまいりたい。【警察庁】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底」と記載しており、幼稚園、保育所及び認定こども園において、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行ってまいりたい。【こども家庭庁】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底」と記載しており、学習指導要領や「学校安全資料『生きる力』」をはぐくむ学校での安全教育」に記載の安全指導の目標、内容等を踏まえ、児童生徒等の発達段階を考慮した、自転車の交通安全教育を推進してまいりたい。【文部科学省】
	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	3	P48			骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「自転車の安全利用の推進」と記載しており、自転車安全利用五則等を活用して自転車利用時における交通ルール等の周知を図ってまいりたい。【内閣府】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「自転車利用者に歩行者優先の意識を根付かせるための交通安全教育を推進する」ことについて記載しており、自転車安全利用五則を活用するなどして、自転車は「車両」であり、車道通行が原則であることや歩道通行できる場合でも歩行者優先であることなど、自転車の基本的な交通ルールを周知し、歩行者優先意識の醸成を図ってまいりたい。【警察庁】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底」と記載しており、幼稚園、保育所及び認定こども園において、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行ってまいりたい。【こども家庭庁】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅰ 今後の道路交通安全対策を考える視点」において、「歩行者の安全確保と遵法意識の向上」、「自転車の安全確保と遵法意識の向上」と記載しており、学習指導要領や「学校安全資料『生きる力』」をはぐくむ学校での安全教育」における運転者の責任、自転車保険制度といった内容を踏まえた、交通マナーの向上を含む交通安全教育の一層の充実について取り組んでまいりたい。【文部科学省】
11	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	3	P48	畑中委員	自動車のドライバーだけでなく、自転車利用者にも歩行者優先の意識を根付かせる必要がある。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「自転車の安全利用の推進」と記載しており、自転車安全利用五則等を活用して自転車利用時における交通ルール等の周知を図ってまいりたい。【内閣府】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底」と記載しており、幼稚園、保育所及び認定こども園において、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行ってまいりたい。【こども家庭庁】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅰ 今後の道路交通安全対策を考える視点」において、「歩行者の安全確保と遵法意識の向上」、「自転車の安全確保と遵法意識の向上」と記載しており、学習指導要領や「学校安全資料『生きる力』」をはぐくむ学校での安全教育」における運転者の責任、自転車保険制度といった内容を踏まえた、交通マナーの向上を含む交通安全教育の一層の充実について取り組んでまいりたい。【文部科学省】

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
12	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	車両の安全性の確保	6	P67	畑中委員	こどもを乗せる自転車への安全な荷物の積載や、双子用や障害のある方、高齢者が安全に利用できる自転車など、多様なニーズに対応する自転車の開発ができるよう、枠組みを考えていただきたい。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 4 車両の安全性の確保」において、「自転車の安全性の確保」について記載しており、自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車及び普通自転車に係る型式認定制度を適切に運用するほか、自転車の安全性を証明するTSマークをはじめとする各種マーク制度の周知を図るなど、引き続き適切な運用等に努めてまいりたい。【警察庁】
13	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通環境の整備	1	P23	畑中委員	PTAなどによる危険地域のチェックが紙ベースで終わっていることが多いので、地図データに落とし込む等して、データ共有できるようになることが望ましい。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底」と記載しており、関係機関・団体と交通状況等の地域の実情を踏まえて幅広く情報の提供等を行ってまいりたい。【こども家庭庁】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 1 道路交通環境の整備」において、「生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」と記載しており、各地域における「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施により把握した危険箇所等について、ホームページ等による公表に努めるよう求めるなど、適切に情報共有、情報発信がなされるよう努めてまいりたい。【文部科学省】
14	第2部	－	第2節	Ⅱ	小型船舶の安全対策の充実	2	P113	二村委員	プロフェッショナルの事故対策は徹底されているが、プレジャーボートなど一般の利用者に対するライフジャケットの適切な着用などの啓発を、省庁横断で連携して行う必要がある。	骨子案「海上交通の安全 第2節 Ⅱ 5 小型船舶の安全対策の充実」において、「ライフジャケットの着用効果等への理解と、その着用の徹底を図る」と記載しており、遊漁船業者が策定する業務規程において「利用者に救命胴衣を着用させること」を定め、利用者の安全確保を図るよう都道府県を通じて引き続き指導してまいりたい。【水産庁】 骨子案「海上交通の安全 第2節 Ⅱ 5 小型船舶の安全対策の充実」において、「自己救命策確保の取組を積極的かつ効果的に推進し、ライフジャケットの着用効果等への理解と、その着用の指導徹底を図る。また、着用義務違反に対する指導・取締りを充実させ、ライフジャケットの着用率を向上させる」と記載しており、小型船舶安全キャンペーン等の訪船指導等の様々な機会を活用して、ライフジャケットの着用効果等の周知・啓発を取り組んでまいりたい。【国土交通省】 骨子案「海上交通の安全 第2節 Ⅰ 今後の海上交通安全対策を考える視点」において、「ライフジャケットの着用推進」と記載しており、ライフジャケットの適切な着用などの啓発を関係省庁等と連携してまいりたい。【海上保安庁】
15	第2部	－	第2節	Ⅱ	船舶の安全な運航の確保	8	P111	二村委員	労働力不足の影響もあり、船舶でも自動運転技術への期待が高まる。安全を最優先にしながら、適切な規制のもとで技術を活用できる道筋を確保する必要がある。	骨子案「海上交通の安全 第2節 Ⅱ 3 船舶の安全な運航の確保」及び「同節 Ⅱ 4 船舶の安全性の確保」において、自動運航船を含む新技術について「国内外の技術開発の動向を注視しつつ、安全基準等の整備を行う」旨を記載しており、先般、国内において自動運航船の安全基準・検査の方法を策定したところである。今後、実際の自動運航船の運航状況等を踏まえつつ、国際基準の策定にも貢献するなど、技術の活用のための道筋を適切に確保してまいりたい。【国土交通省】
	第2部	－	第2節	Ⅱ	船舶の安全性の確保	1	P111			

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
16	第1部	第2章	第2節	Ⅱ	鉄道交通環境 の整備	1	P88	二村委員	踏切の安全対策などが鉄道事業者に任されている現状がある。 ホームドアや監視カメラの設置など、安全確保のため相当の費用 をかけているため、国の適切な支援が必要。	踏切の安全対策については、骨子案「陸上交通の安全 第3章 第2節 Ⅱ 講じようとする施策」において、「踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進」、「踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施」などと記載しており、連続立体交差化等の推進、踏切遮断機等の整備に対して支援をすることにより、踏切の安全対策を進めてまいりたい。 また、その他の安全確保について、骨子案「陸上交通の安全 第2章 第2節 Ⅱ 1 鉄道交通環境の整備」において、「鉄道施設等の安全性の向上を推進する」と記載しており、鉄道施設の耐震性の強化、軌道や路盤等の集中豪雨等への対策の強化や老朽化が進んでいる橋梁等の施設の計画的な更新、駅施設等の段差の解消、ホームドアを始めとした設備等の整備によるバリアフリー化、車内への防犯カメラの設置等を進めてまいりたい。【国土交通省】
17	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通環境 の整備	1	P22	小川委員・川端委員	生活道路において、自動車と人が錯綜しないような状況をどうつくるかを議論すべき。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 1 道路交通環境の整備」において、生活道路における、「通行禁止等の交通規制、路側帯の設置・拡幅等を実施する」ことについて記載しており、引き続き、生活道路における交通安全対策を推進してまいりたい。【警察庁】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 1 道路交通環境の整備」において、「生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」と記載しており、通過交通の排除を行うため、「ゾーン30プラス」の整備を推進し、自動車と人が錯綜しない人優先の安全・安心な歩行空間の整備を図ってまいりたい。【国土交通省】
18	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通環境 の整備	1	P22	小川委員	交通事故時の被害を軽減するため、ハード面とソフト面の両方を含めた速度抑制対策が必要である。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅰ 今後の道路交通安全対策を考える視点」において、「生活道路における安全確保」として、「「ゾーン30」・「ゾーン30プラス」の整備」及び「生活道路における法定速度の引き下げ」について記載しており、これらの取組を行うことにより、引き続き、生活道路における交通安全対策を推進してまいりたい。 また、交通事故の抑止、被害軽減等を図るには、適切な最高速度規制等を実施し、交通指導取締り、交通安全教育、情報発信等により、これを遵守させるという総合的な速度管理が重要であることから、通学路等において視覚効果の高い可搬式速度違反自動取締装置を活用した目に見える取締りを行うなど、運転者への注意喚起に結びつくような、広報と一体となった指導取締りを推進してまいりたい。【警察庁】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 1 道路交通環境の整備」において、「生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」と記載しており、スクール・ゾーンの設定及び定着化を積極的に推進してまいりたい。【文部科学省】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 1 道路交通環境の整備」において、「生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」と記載しており、最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプや狭さく等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通の安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」と設定し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を推進してまいりたい。【国土交通省】
19	第2部	－	第2節	Ⅱ	船舶の安全な運 航の確保	8	P111	伊藤委員	商船を中心に、自動運航技術の開発が国内外で進んでいる。欧米でも独自の自動化機能を持つ船舶が開発されており、日本の海域を航行する可能性があるため、日本の海域事情を踏まえた議論やルール策定など、技術をうまく活用した安全対策の検討が必要。	骨子案「海上交通の安全 第2節 Ⅱ 3 船舶の安全な運航の確保」及び「同節 Ⅱ 4 船舶の安全性の確保」において、自動運航船を含む新技術について「国内外の技術開発の動向を注視しつつ、安全基準等の整備を行う」旨を記載しており、先般、国内において自動運航船の安全基準・検査の方法を策定したところである。今後、実際の自動運航船の運航状況等を踏まえつつ、国際基準の策定にも貢献するなど、技術の活用のための道筋を適切に確保してまいりたい。【国土交通省】
	第2部	－	第2節	Ⅱ	船舶の安全性 の確保	1	P111			

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
20	第2部	－	第2節	Ⅱ	海上交通環境 の整備	3	P107	伊藤委員	自動車と同じように船舶でも被害軽減の対策が重要で、知床沖の事故などを考えると、船の位置情報を通報する装置を活用するなど検討すべき。 ライフジャケットも被害軽減には非常に重要なので、それぞれ地域に応じて何が必要なのかを丁寧に考える必要がある。	知床遊覧船事故を踏まえ、旅客船や海上タクシーなどの旅客を運送する船舶（すぐに救助を呼べる近くの海域のみを航行するものを除く。）に対して、船の位置情報を通報する装置の設置を義務付けたため、骨子案には記載しないこととしたい。【国土交通省】 骨子案「海上交通の安全 第2節 I 今後の海上交通安全対策を考える視点」において、要救助者に対する救助成功率である救助率の向上を図るための施策の一つとして、「ライフジャケットの着用推進」と記載しており、引き続き、地域に所在するマリーナや漁協などに対して、ライフジャケットの着用推進に関する取組を行ってまいりたい。【海上保安庁】
	第2部	－	第2節	Ⅱ	小型船舶の安全 対策の充実	1	P113			
	第2部	－	第2節	Ⅱ	小型船舶の安全 対策の充実	3	P114			
	第2部	－	第2節	Ⅱ	救助・救急活動 の充実	1	P116			
21	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	研究開発及び 調査研究の充 実	1	P81	宮島委員	AIや新技術の導入が加速しており、実現性があるものに関しては取り入れていただきたい。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 8 研究開発及び調査研究の充実」において、「安全な自動運転の社会実装に向けた制度の在り方に関する調査研究」を行うことについて記載しており、AIや新技術の開発動向を注視しつつ、引き続き、安全な自動運転の社会実装に向けた制度の在り方を検討してまいりたい。【警察庁】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 4 車両の安全性の確保」において、「近年の交通事故実態を踏まえた先進安全自動車（ASV）の開発・普及促進」と記載しており、車両の先進安全技術について、先進安全自動車（ASV）推進検討会において産学官連携して技術開発・普及を促進してまいりたい。【国土交通省】
22	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	3	P50	宮島委員	メディアを活用した交通安全教育や、交通安全教育を他のイベントと組み合わせるといった、より広く人々に届ける仕掛けが必要である。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底」と記載しており、こどもに対する安全教育については、幼児、小学生、中学生、高校生など心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進してまいりたい。【内閣府】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「ICTの普及・進展に鑑み、新しい生活様式や、対象者の情報リテラシーに応じ、柔軟に多様な方法を活用し、着実に教育を推進する」ことについて記載しており、メディア等のあらゆる媒体を活用し、日常生活に密着した内容の交通安全教育を推進してまいりたい。【警察庁】
23	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	3	P49	守谷委員	交通事故での被害を軽減するため、なぜシートベルトやチャイルドシートの使用が重要なのかをさらに深く理解してもらうとともに、正しく使用されるようにする必要がある。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの正しい使用の推進」と記載しており、シートベルト・チャイルドシートの着用が交通事故による被害の防止及び軽減に大きな効果があることを国民に周知徹底するとともに、体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発について、官民一体となって取り組んでまいりたい。【内閣府】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「シートベルトの正しい着用とチャイルドシートの正しい使用の推進」について記載しており、着用時と比べ非着用時の致死率が高いこと等の情報提供や、正しい着用方法についての広報啓発を行うなど、正しい着用の重要性について周知を図ってまいりたい。【警察庁】

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
24	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	救助・救急活動 の充実	3	P74	守谷委員	治療を行う上で重要な事故発生時における医療情報を、迅速に消防や救命センターに伝えられるシステムの整備等をさらに進めることが必要である。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅰ 今後の道路交通安全対策を考える視点」において、重視すべき視点の一つである「先進技術の活用推進」として「交通事故が発生した場合にいち早く救助・救急を行えるシステム等の導入を推進していく」旨を記載しているほか、骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 6 救助・救急活動の充実」において、「事故自動通報システム（ACN）及び緊急通報システム（HELP）の活用拡大」と記載しており、引き続き、事故発生時の状況を伝える緊急通報サービス事業者からの通報に対して適切に対応してまいりたい。【消防庁】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 6 救助・救急活動の充実」において、「交通事故の発生に関する情報を自動で知らせる交通事故自動通報システム（ACN）の活用を促進するとともに、検知対象の拡大を図る。また、自動車乗車中の事故発生時等に車載通信装置等を通じてその発生場所等の位置情報等を通報する緊急通報システム（HELP）の活用を拡大するとともにサービスの更なる普及のための広報啓発を推進する」と記載しており、弊省としては共有された事故発生情報を元に、効果的な救急医療を提供できる体制の整備を図ってまいりたい。【厚生労働省】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 6 救助・救急活動の充実」において、「交通事故の発生に関する情報を自動で知らせる交通事故自動通報システム（ACN）の活用を促進するとともに、検知対象の拡大を図る。また、自動車乗車中の事故発生時等に車載通信装置等を通じてその発生場所等の位置情報等を通報する緊急通報システム（HELP）の活用を拡大するとともにサービスの更なる普及のための広報啓発を推進する」と記載しており、関係機関と連携しながら事故自動緊急通報装置の活用を推進してまいりたい。【国土交通省】
25	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	救助・救急活動 の充実	1	P74	守谷委員	救急車が交通事故現場から円滑に救命センターに行くことができるよう経路上の信号を青にするといった支援システムをさらに充実させてほしい。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 6 救助・救急活動の充実」において、「現場急行支援システム（FAST）の整備を推進する」ことについて記載しており、引き続き、当該システムを活用した救助・救急活動の充実を推進してまいりたい。【警察庁】
26	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通環境 の整備	3	P27	田村（節）委員	自転車専用通行帯などが途中で途切れており、すべてが繋がっていない。自転車が安全に走れるようにしてほしい。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 1 道路交通環境の整備」において、「自転車通行空間の計画的な整備を促進する」ことについて記載しており、各自治体において策定した自転車ネットワーク計画も踏まえつつ、道路管理者をはじめとした関係者と連携し、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進してまいりたい。【警察庁】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 1 道路交通環境の整備」において、「自転車利用環境の総合的整備」と記載しており、引き続き、自転車通行空間のガイドラインの周知等を図り、計画的な整備を推進してまいりたい。【国土交通省】
27	第1部	第2章	第2節	Ⅱ	鉄道交通の安全 に関する知識 の普及	-	P89	古関委員	インバウンドの乗客が増加し、日本人とは異なる行動様式により、ホーム上での事故のリスクが高まっている。また、スマホで地図や翻訳を見ながら歩いてぶつかるなど、新たな危険が増加している。また、日本には警報機もないような踏切もあるため、日本の鉄道システムに慣れていない方々に対して、どのようなアナウンスをしていくかも重要である。	骨子案「陸上交通の安全 第2章 第2節 Ⅱ 講じようとする施策」において「鉄道交通の安全に関する知識の普及」、骨子案「陸上交通の安全 第3章 第2節 Ⅱ 講じようとする施策」において「その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置」などと記載しており、踏切やホーム等からの線路への立入禁止を呼びかける安全啓発ポスター等を複数言語で作成し、国土交通省HP等で周知してまいりたい。【国土交通省】

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
28	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	1	P42	小竹委員	免許証を持っていない小学生、中学生等を対象とした教育と模擬体験といった交通安全を考える教育施策が必要である。VRを用いた体験教育やヒヤリハットマップを用いた教育が行われているが、体系だった活動に至っていないように感じる。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「交通安全教育の効果を確認した上、常に方法、教材等を見直し、社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえた効果的な交通安全教育を目指す」ことについて記載しており、より効果的な交通安全教育の推進に努めてまいりたい。【警察庁】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底」と記載しており、紙芝居や視聴覚教材をはじめ、幅広い教材・教具を活用した交通安全教育を行ってまいりたい。【こども家庭庁】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底」と記載しており、学習指導要領や「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」に記載の安全指導の目標、内容等を踏まえ、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的な教育が工夫して実施されるよう努めてまいりたい。【文部科学省】
29	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	3	P51	中井委員	警察庁が交通事故データを公開しているが、一般の人が使いやすくなるための改善が必要ではないか。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 8 研究開発及び調査研究の充実」において、「データ収集・分析手法の開発と普及を推進する」ことについて記載しており、交通事故データについては、現在オープンデータをホームページ上に公開するとともに、オープンデータの緯度経度情報を基に事故多発地点を解析できる交通事故多発地点解析ツールも公開しているところ、今後もデータ利用の改善に努めてまいりたい。【警察庁】
30	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通秩序の維持	1	P68	森本委員	交通取締り活動は、今までもエビデンスをもとにやっているが、人工知能も十分に活用できる可能性が残っているのではないか。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 5 道路交通秩序の維持」において、「交通指導取締りにおけるウェアラブルカメラ等のカメラ映像の活用を推進する」ことについて記載しており、今後もPDCAサイクルに基づいた先端技術を活用した効率的・効果的な交通取締り等の検討に取り組んでまいりたい。【警察庁】
31	—	—	—	—	計画の基本理念	6	P5	森本委員	JICAなどが行っている活動を、アジアや世界に向けて国が中心となってアピールすることが重要である。	骨子案「計画の基本理念 3 横断的に重要な事項」において、「知見の共有」と記載しており、交通事故の減少に向けて、我が国の知見を世界と共有してまいりたい。【内閣府】
32	—	—	—	—	計画の基本理念	5	P5	森本委員	EBPMについて、データ自体は意外に存在しているが、官民連携の不十分等により、十分に活用されていないので、積極的に連携していただきたい。	骨子案「計画の基本理念 3 横断的に重要な事項」において、「EBPMの推進」と記載しており、御指摘のように連携を図りながら、多角的にデータを収集し、各施策の効果を検証した上で、より効果的な施策を目指してまいりたい。【内閣府】
	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通環境の整備	10	P32		また、ETC2.0から得られる情報は貴重な財産だと思うので、横連携をしながら活用していただきたい。	委員に御発言いただいたとおりETC2.0は多方面で活用しているところ、骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 1 道路交通環境の整備」において、「データの性質等を踏まえつつ、オープン化を進める」と記載しており、データ提携に資するよう取り組んでまいりたい。【国土交通省】

注)「第12次交通安全基本計画骨子案への対応」欄に記載されている省庁名は、便宜上、当該欄のコメントを作成する省庁という意味であり、当該欄に省庁名が記載されていないからといって、専門委員の意見の内容について、所掌事務を有していないということではありません。

専門委員意見一覧表(第2回)

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番 号)	該当 ページ			
1	計画の 基本理 念	-	-	1	交通社会を構 成する三要素	-	P2	赤羽委員	死者数に関する長期予測について、イギリスと同様にランダム変動の領域に入っているのか、あるいは何か新たな取組を実施し、死者数を減らす努力をしなければいけないのか、12次計の中にモニタリングに関する記述を盛り込み、今後に向けて対応する必要があるのではないか。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第1節 道路交通事故のない社会を目指して（基本的考え方）」において、「第12次交通安全基本計画期間中においても、交通事故発生状況等の各種データ分析を適切に行い、その結果に応じて、交通実態等に即した必要な施策を講じる」と記載しており、適切に対応してまいりたい。【内閣府】
2	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	1	P45	田村(道)委員・ 伊藤委員	外国人に対しての交通安全教育について、在留外国人に対しての交通安全教育は問題ないが、一時的な訪日外国人に対する教育は、例えば外免切替の厳格化など、前者と別の対応を検討すべき。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 I 今後の道路交通安全対策を考える視点」において、外国人の交通安全対策の推進として、「母国との交通ルールの違い等を理解できるよう、啓発動画やリーフレット等を活用した効果的な交通安全教育・広報啓発を行う」旨を記載しており、多言語による啓発チラシやSNS等を活用した訪日外国人に対する交通ルール・マナーの周知活動を推進してまいりたい。【内閣府】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「外国人に対する交通安全教育の充実」について記載しており、多言語によるガイドブックやウェブサイト等を活用した観光客などの訪日外国人に対する日本の交通ルールの周知活動を推進してまいりたい。 また、骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 I 今後の道路交通安全対策を考える視点」において、「外国人の交通安全対策の推進」として、「「外免切替」制度についても、厳格な運用を図る」ことについて記載しており、外免切替時における知識確認及び技能確認の方法を厳格化することで、日本の交通ルールを十分に理解しているか確実に確認してまいりたい。【警察庁】
3	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	1	P45	田村(道)委員	境界知能にあたる方も含めた全ての人に対して、有効な交通安全に関する資料や動画を作成いただければ、交通事故を減らすことに繋がるのではないかな。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底」と記載しており、幼児から高齢者、障害者や外国人等、様々な年齢層や対象に合わせた分かりやすい交通安全啓発を引き続き行ってまいりたい。【内閣府】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「障害者、介助者等に対するきめ細やかな交通安全教育を推進する」、「心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進」することについて記載しており、平易な言葉を使うなど、障害者を含めた全ての人に分かりやすい資料・動画の作成・活用により、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進してまいりたい。【警察庁】
4	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	3	P48	田村(節)委員・ 畑中委員	自転車教育について、大人が交通ルールを守らなければ、こどもも交通ルールを守らないので、今以上に交通ルールの周知・徹底が必要ではないかな。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「自転車の安全利用の推進」と記載しており、自転車安全利用五則等を活用して自転車利用時における交通ルール等の周知を図ってまいりたい。【内閣府】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「自転車の安全利用の推進」について記載しており、自転車安全利用五則等を活用して、自転車利用時における基本的な交通ルール等の周知を図るとともに、自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会で策定する「自転車の交通安全教育ガイドライン(仮)」に基づいて、大人に対しては、こどもの模範となる行動を実践し、こどもに対して交通ルールを教える立場にあることを自覚させる交通安全教育を推進してまいりたい。【警察庁】

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
5	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	3	P48	田村(節)委員	自転車のヘルメット着用について、こどもの良いお手本として、まずは大人が着用すべきではないか。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「自転車の安全利用の推進」と記載しており、自転車安全利用五則等を活用して自転車利用時における交通ルール等の周知を図ってまいりたい。【内閣府】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「自転車の安全利用の推進」について記載しており、自転車安全利用五則等を活用して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害者軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童を含めた全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメット着用を促進してまいりたい。また、自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会で策定する「自転車の交通安全教育ガイドライン(仮)」に基づいて、大人に対しては、こどもの模範となる行動を実践し、こどもに対して交通ルールを教える立場にあることを自覚させる交通安全教育を推進してまいりたい。【警察庁】
6	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	3	P48	田村(節)委員	信号機のない横断歩道で、自転車から降りていた場合と、自転車にまたがっている場合とで、自動車の一時停止は義務になるのか否かなど分かりづらい。自転車に関する交通ルールを周知する必要があるのではないか。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「自転車の安全利用の推進」と記載しており、自転車安全利用五則等を活用して自転車利用時における交通ルール等の周知を図ってまいりたい。【内閣府】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「自転車の安全利用の推進」について記載しており、自転車安全利用五則等を活用して自転車利用時における交通ルール等の周知を図るとともに、自動車の運転者に対しても自転車の交通ルールの周知を推進してまいりたい。【警察庁】
7	第1部	第3章	第2節	Ⅱ	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	-	P96	古関委員	踏切について、踏切を減らし、かつ減らせない踏切に対しては安価な形でグレードを上げる、また勝手踏切に対する規制強化など、財政的な支援を政府より実施していただきたい。	骨子案「陸上交通の安全 第3章 第2節 Ⅱ 講じようとする施策」において、「踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進」、「踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施」などと記載しており、踏切の安全対策について連続立体交差化等の推進、踏切警報機、踏切遮断機の整備、第4種踏切道の踏切事故の減少に期待ができる設備の整備に対して支援をすることにより、踏切の安全対策を進めてまいりたい。 また、勝手横断箇所については、いかなる理由があつたとしても踏切道以外で線路を横断する行為は危険であることから、このような箇所の廃止に向けて鉄道事業者や関係自治体等に働きかけを行うなど、可能な限りの協力を行ってまいりたい。【国土交通省】
	第1部	第3章	第2節	Ⅱ	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	-	P98			

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
8	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	安全運転の確保	1	P54	竹脇委員	世界の中でも日本は交通安全基準の水準が高くなっているが、それに見合う技術があるのかが疑問。近年は機械エラーより、ヒューマンエラーが目立っており、それに対する対策が必要ではないか。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 8 研究開発及び調査研究の充実」において、「安全な自動運転の社会実装に向けた制度の在り方に関する調査研究を行う」ことについて記載しており、また、これまでも我が国の交通事故の削減や渋滞の緩和等に有効なものと認識している自動運転技術の進展に応じて法整備を行ってきたところ、引き続き、安全な自動運転の社会実装に向けた検討をしてまいりたい。【警察庁】
	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	安全運転の確保	4	P58			骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 3 安全運転の確保」において、「事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の実施」と記載しており、当該プランに基づく安全対策について検討する中で、御指摘の内容を踏まえた安全対策について検討してまいりたい。【国土交通省】
	第1部	第2章	第2節	Ⅱ	鉄道の安全な運行の確保	3	P90			骨子案「陸上交通の安全 第2章 第2節 Ⅱ 講じようとする施策」において、「鉄道の安全な運行の確保」と記載しており、事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価の実施や、運転管理者が教育等について適切な措置を講ずることによる運転士の資質の維持等を図ってまいりたい。【国土交通省】
	第2部	－	第2節	Ⅱ	船舶の安全な運航の確保	1	P109			骨子案「海上交通の安全 第2節 Ⅱ 5 小型船舶の安全対策の充実」において、「小型船舶操縦者の遵守事項の啓発」と記載しており、小型船舶操縦者の遵守事項に係るリーフレット等を活用して、発航前点検の実施、適切な見張りの実施等について周知・啓発を図るとともに、免許証更新講習の充実により小型船舶操縦者の資質向上に取り組んでまいりたい。【国土交通省】
	第3部	－	第3節	Ⅱ	航空交通環境の整備	3	P131			令和6年1月2日に発生した羽田空港航空機衝突事故を受け、羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会による中間取りまとめにて提言された対策を推進しているところである。骨子案「航空交通の安全 第3節 Ⅱ 2 航空機の安全な運航の確保」、「同節 Ⅱ 4 航空交通環境の整備」及び「同節 Ⅱ 6 航空交通の安全に関する研究開発の推進」において、ヒューマンエラー防止及び滑走路誤進入防止について記載しており、引き続き対策を推進してまいりたい。【国土交通省】
9	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	1	P44	川端委員・伊藤委員	全ドライバー（特に高齢ドライバー）に対して、自動運転をはじめとする運転に関する教育の機会を設けることが事故減少にも繋がり、重要なのではないか。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「自動運転社会の進展等、道路交通の変化等に応じて、新たに設けられたルールを的確に理解し、これを着実に守っていくため、生涯を通じた交通安全教育を行う」ことについて記載しており、運転免許証等の更新の機会に受講する更新時講習や高齢者講習において、運転者の心構え、安全運転の知識等の運転に関する教育のほか、自動運転をはじめとする最新の車両技術についても講習を行い、事故減少に努めており、これらの取組を推進してまいりたい。また、骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅰ 今後の道路交通安全対策を考える視点」において、高齢者の安全確保」として、「高齢者講習を適切に実施すること等について記載しており、高齢運転者に対しては、運転支援機能のついた車両等、身体機能の衰え等を補う技術の活用について広報啓発を強化してまいりたい。【警察庁】
	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	安全運転の確保	1	P54			
10	第1部	第2章	第2節	Ⅱ	研究開発及び調査研究の充実	1	P83	中井委員	外国人ドライバー対策について、在留外国人の事故傾向やどこの国の人か等データの紐づけがあれば、今後の交通安全対策の参考になるのでは。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 8 研究開発及び調査研究の充実」において、「データ収集・分析手法の開発と普及を推進する」ことについて記載しており、交通事故データは国籍をはじめとした様々なデータを収集していることから、今後も効果的な対策を図るためのデータ収集に努めてまいりたい。【警察庁】
11	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	安全運転の確保	1	P54,55	中井委員	死者数の下げ止まりに関して、セーフティーⅡの考え方を参考にし、交通事故を起こさない方にスポットを当て、ゴールド免許のような良いドライバーを評価する仕組み作りが重要なのでは。	免許制度の中でも、違反行為等を過去5年間していない者を優良運転者と位置付け、他の運転者と比較して講習時間が短く、更新手数料が安いなどの措置を受けられる仕組みが既に導入されているため、骨子案には盛り込まないこととするが、免許制度における優良運転者の制度の在り方について引き続き検討してまいりたい。【警察庁】
	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	被害者支援の充実と推進	1	P77			

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
12	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	1	P42	畑中委員	小学校における交通安全教室について、量としては不十分であるため、学活の時間にドリルのような繰り返し学習できる仕組みが必要なのでは。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底」と記載しており、今年度、最近の道路交通法の改正等を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じた交通安全教育のための動画教材等を作成する予定である。完成後は全国展開を図り、学校教育の様々な場面で活用されるよう努めてまいりたい。【文部科学省】
13	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	3	P48	畑中委員	交通安全教育について、交通ルールを守ろうではなく、ここではどのように行動すればいいのかを考えさせる・伝える形にするべきでは。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「参加・体験・実践型の教育方法の積極的活用」について記載しており、受講者が、安全に道路を通行するために必要な知識及び技能を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用してまいりたい。【警察庁】
14	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	1	P42	畑中委員	スクールゾーンの要望等ハード面対策だけでなく、保護者が正しくこどもに交通安全を伝えるかが重要。そのため、要望をしている保護者が交通ルールを理解するようソフト面での対策もこどもの交通安全教育において重要ではないか。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「自転車の安全な利用をはじめとした学校における交通安全教育を計画的・効果的に実施する」ことについて記載しており、学校における児童への交通安全教育のみならず、児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車利用中等の実際の交通の場面で、こどもに対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者も対象とした交通安全講習会等を開催してまいりたい。【警察庁】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底」と記載しており、親子での学習の機会を設け、保護者に対する交通安全講習会等の実施に努めてまいりたい。【こども家庭庁】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「交通安全に関する普及啓発活動の推進」と記載しており、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」における家庭、地域等との連携・協働に関する記載を踏まえ、保護者に対する交通安全に関する情報提供や、家庭も責任をもって学校と一緒に安全教育に取り組んでいくという考え方の共有がなされるよう努めてまいりたい。【文部科学省】
15	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通環境の整備	14	P37	畑中委員・岩貞委員	日本の標識について、日本人の大人でさえ、正しく補助標識を理解できていない人が多い現状で、こどもや高齢者、外国人にとって、より理解しづらいものではないか。言葉ではなく、ピクトグラム等を使い、誰でも簡単に理解できるような仕組み作りが必要では。	骨子案「陸上交通の安全 第1部第1章第3節Ⅱ1道路交通環境の整備」及び「陸上交通の安全 第1部第1章第3節Ⅱ2交通安全思想の普及徹底」において、「道路標識・道路標示の整備、段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」について記載している。 道路標識は正確性を担保しつつ、できる限り分かりやすいものである必要があるところ、現在の我が国の道路標識に用いる記号や形状、色彩等については、道路標識の国際的な標準を示した国際連合道路標識の形状や色彩等を参考に定めているほか、例えば、「一時停止」の道路標識について、英語表記を併記した外国人にも分かりやすい道路標識の整備を推進するなどしている。加えて、道路標識自体も大型化、高輝度化等を図り、高齢者が運転しやすい道路環境の整備に取り組んでいるところである。こうした道路標識の整備と併せて、その意味内容の周知が重要であるところ、警察においては、関係機関・団体と連携しつつ、あらゆる年齢層を対象に交通安全教育を実施している。引き続き、正確で分かりやすい道路標識等の整備を進めるほか、こどもをはじめ、あらゆる交通安全教育の対象者に応じて、分かりやすく道路標識の意味を理解させる交通安全教育を進めてまいりたい。【警察庁】
16	-	-	-	-	-	-	-	小川委員	状況が良い方向に変わったもの(ASV等の先進技術)、何も変わっていないもの(生活道路における高いスピードでの車の走行)、状況が悪い方向に変わったもの(高齢者の移動手段や地域ボランティアの高齢化、学校の統廃合に伴う車の送迎、インバウンド問題等)の3つの視点で対策を検討すべき。	御指摘の視点も踏まえながら、計画案を作成してまいりたい。【内閣府】

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
17	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	3	P48	守谷委員	チャイルドシートや自転車ヘルメットに関して、親が必要性を理解して、行動変容する必要がある。いかに親に対し、重要性を訴求できるかが重要ではないか。自転車ヘルメットについては、高齢者に対しても着用すべきである。	チャイルドシートについては、骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの正しい使用の推進」と記載しており、シートベルト・チャイルドシートの着用が交通事故による被害の防止及び軽減に大きな効果があることを国民に周知徹底するとともに、体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発について、官民一体となって取り組んでまいりたい。 また、自転車ヘルメットについては、骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「自転車の安全利用の推進」と記載しており、自転車安全利用五則等を活用して自転車利用時におけるヘルメット着用の推進について記載したい。【内閣府】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において「シートベルトの正しい着用とチャイルドシートの正しい使用の推進」について記載しており、着用時と比べ非着用時の致死率が高いこと等の情報提供や、正しい着用方法についての広報啓発を行うなど、正しい着用の重要性について周知を図ってまいりたい。 また、骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「自転車の安全利用の推進」について記載しており、自転車安全利用五則等を活用して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害者軽減効果についての理解促進に努め、高齢者を含めた全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメット着用を促進してまいりたい。【警察庁】
	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	3	P49			
18	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	救助・救急活動 の充実	3	P74	守谷委員	病院に対し事故現場をできるだけ早く知らせる情報送信システムや現場急行支援システム、位置情報確認システムを含めた情報共有を救命センターにいただきたい。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 6 救助・救急活動の充実」において、「現場急行支援システム（FAST）の整備を推進する」とこと及び「自動車乗車中の事故発生時等に車載通信装置等を通じてその発生場所等の位置情報等を通報する緊急通報システム（HELP）の活用を拡大する」ことについて記載しており、引き続き、消防機関、医療機関、関係事業者と連携しながら、これらのシステムの活用に取り組んでまいりたい。【警察庁】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅰ 今後の道路交通安全対策を考える視点」において、重視すべき視点の一つである「先進技術の活用推進」として「交通事故が発生した場合にいち早く救助・救急を行えるシステム等の導入を推進していく」旨を記載しているほか、骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 6 救助・救急活動の充実」において、「事故自動通報システム（ACN）及び緊急通報システム（HELP）の活用拡大」と記載しており、引き続き、事故発生時の状況を伝える緊急通報サービス事業者からの通報に対して適切に対応してまいりたい。【消防庁】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 6 救助・救急活動の充実」に記載のとおり、共有された情報を元に、救急医療機関において適切に救急医療を提供できる体制の整備を図ってまいりたい。【厚生労働省】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 6 救助・救急活動の充実」において、「交通事故の発生に関する情報を自動で知らせる交通事故自動通報システム（ACN）の活用を促進するとともに、検知対象の拡大を図る。また、自動車乗車中の事故発生時等に車載通信装置等を通じてその発生場所等の位置情報等を通報する緊急通報システム（HELP）の活用を拡大するとともにサービスの更なる普及のための広報啓発を推進する」と記載しており、関係機関と連携しながら事故自動緊急通報装置の活用を推進してまいりたい。【国土交通省】

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
19	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通環境 の整備	14	P37	守谷委員	緊急車両(救急車)のサイレンの音が聞こえづらく、現状サイレンの音を変えるなど対策がなされているが、緊急車両(救急車)への対策が心配である。	救急自動車に備えるサイレンの要件は、「救急自動車に備えるサイレンの音色の変更について」(昭和45年6月10日消防防第337号)において定めており、この中で、音の特性については、基本周波数及び音の長さの具体的な基準を定めているが、これは、救急自動車は傷病者を搬送するためソフトな音色が望まれることなどを踏まえて定めたものであり、現時点で見直す必要はないと考えているため、骨子案には記載しないこととしたい。 なお、音の大きさについては、「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)に定める基準に適合するものであることとしている。【消防庁・警察庁】 緊急自動車に備えるサイレンの音量については、「道路運送車両の保安基準」において、その下限と上限を定めているが、これは他の交通に緊急自動車を認知させるために必要な音量を確保しつつ、緊急自動車の乗員や歩行者を含む他の交通参加者に対する影響等を踏まえて定められたものであり、現時点で保安基準の見直しが必要とは考えていないため、骨子案には記載しないこととしたい。【国土交通省】
20	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通秩序 の維持	1	P69	古笛委員	近年、公道カートだけでなく、モペットや電動キックボードなど、さまざまなモビリティが出てきているが、それぞれの法規制と実態が乖離している。ドライバーだけでなく、利用させている事業者や販売事業者の責任についても議論する必要があるのでは。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 5 道路交通秩序の維持」において、ペダル付き電動バイクや特定小型原動機付自動車については「関係事業者と連携したガイドラインに基づく各種取組の一層の推進」について記載しており、今後とも、こうした取組を関係事業者等と連携して進め、車両区分に応じた交通ルールやマナーの周知徹底を図ってまいりたい。また公道カートについては、これまでもレンタル事業者の実態把握、交通違反に対する指導取締りのほか、事業者による利用者に対する運転免許証の確認の徹底や交通ルールの周知を強化しているところであり、引き続きこうした取組を推進してまいりたい。【警察庁】 パーソナルモビリティ安全利用官民協議会において、シェアリング事業者、販売事業者、プラットフォーマー等と安全な利用を促進するための協議を行ってまいりたい。【国土交通省】
21	第1部	第2章	第2節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	1	P41	中土委員	データ分析について、単にこども一括りにするのではなく、行動形態が異なるため、年齢ごとに細かく見ていただきたい。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底」と記載しており、こどもに対する安全教育については、年齢層ごとの交通事故分析結果に基づき、幼児、小学生、中学生、高校生など心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進してまいりたい。【内閣府・警察庁・こども家庭庁・文部科学省】
22	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	安全運転の確保	1	P54	中土委員	75歳になったら一律で少し厳しめな認知機能検査や技能検査を実施する等、対策を検討してほしい。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 I 今後の道路交通安全対策を考える視点」において、「高齢者の安全確保」として、「運転免許証の更新時における運転技能検査、認知機能検査及び高齢者講習を適切に実施するとともに実施課題の見直しの検討・改善等」について記載しており、高齢運転者については、これまでの対策の検証結果を踏まえ、対策を検討してまいりたい。【警察庁】

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
23	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	車両の安全性 の確保	2	P64	中土委員	運転支援機能という言葉は一般的に認知されていると思うが、使い方についての周知徹底が必要。イベントなどで実際に見て、触って、乗ってみるような機会が増えるといいと思う。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 4 車両の安全性の確保」において、「高齢者の交通事故防止に有益な最新の先進安全技術搭載車両の周知、試乗会の実施など、普及・活用促進の取組を推進する」ことについて記載しており、各種イベント等における試乗会及び安全運転サポート車等を用いた参加・体験・実践型の交通安全教育等の取組を推進してまいりたい。【警察庁】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 I 今後の道路交通安全対策を考える視点」において、先進技術の活用推進として、「運転支援機能や自動運転は、それぞれについて、機能に限界があることから、性能を過信・誤解せず、正しく理解し利用するよう広報啓発を推進する」と記載しており、引き続き関係省庁と協力し、運転支援機能の使い方の周知徹底を行ってまいりたい。【経済産業省】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 4 車両の安全性の確保」において、「新技術への過信防止のため、先進技術等に関する理解醸成の取組を推進する」と記載しており、運転支援機能について、過信誤解なく正しく理解してもらえるよう、試乗会開催なども含めて周知啓発を行ってまいりたい。【国土交通省】
24	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	被害者支援の 充実と推進	3	P78	中土委員	被害者支援の対象が限られたものであり、取りこぼされるさまざまな被害者のための受け皿のような支援体制を検討してもらいたい。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 7 被害者支援の充実と推進」において、「自動車事故被害者等に対する援助措置の充実」について記載しており、交通事故被害者等の心情に配慮した各種施策を推進してまいりたい。 また、「被害者連絡制度」は、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の犯罪被害者等を対象としているところであるが、交通事故被害者等の方から事故の概要等について説明を求められた場合には、同制度の対象事件以外の交通事故事件であっても、捜査への支障等を勘案しつつ、交通事故被害者等の要望に応じ、適切に捜査状況等の情報を提供するよう努めてまいりたい。【警察庁】 骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 7 被害者支援の充実と推進」において、「自動車事故被害者等に対する援助措置の充実」と記載しており、自動車事故による後遺障害者やその家族又は遺族のための相談支援を実施している被害者団体に対して、独立行政法人自動車事故対策機構を通じて支援を図る等により、援助処置の充実を図ってまいりたい。【国土交通省】
25	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	1	P45	中土委員	外国人対策について、外免切替の面で絞っていくことに加え、日本における交通安全教育をより分かりやすくおこなっていくことも大切。加害者・被害者にもしない視点をもって計画を進めてもらいたい。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 I 今後の道路交通安全対策を考える視点」において、「外国人の交通安全対策の推進」として、「「外免切替」制度についても、厳格な運用を図る」こと及び「啓発動画やリーフレット等を活用した効果的な交通安全教育・広報啓発を行う」ことについて記載しており、外免切替時における知識確認及び技能確認の方法を厳格化することで、日本の交通ルールを十分に理解しているか確実に確認するとともに、啓発動画やリーフレットを活用した分かりやすい交通安全教育を実施して日本の交通ルールやマナーについて理解を深めさせるなど、外国人が交通事故の加害者・被害者にならないための取組を推進してまいりたい。【警察庁】

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画骨子案への対応
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
26	第1部	第1章	第2節	Ⅱ	-	-	P12	岩貞委員	数値目標を設定すると、事故の多い高齢者対策だけに一生懸命になってしまうため、数値目標を設定することに反対である。	現行の第11次交通安全基本計画においても、数値目標を設定しているが、高齢者の安全確保のみに重点を置いて各種施策に取り組んでいるのではなく、他の年齢層、例えば、こどもの安全確保にも重点を置いて取り組んでいるところであり、第12次交通安全基本計画においても数値目標を設定させていただきたい。 【内閣府】
27	第1部	第1章	第3節	Ⅰ	-	1	P16	岩貞委員	高齢者及びこどもの安全確保とあるが、こどもの事故と高齢者の事故は受傷機転も対策も異なるため、2つを分けて考えるべき。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅰ 今後の道路交通安全対策を考える視点」において、「重視すべき視点」として「高齢者の安全確保」と「こどもの安全確保」を分けて記載しており、御指摘も踏まえながら計画案を作成してまいりたい。 【内閣府】
28	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	車両の安全性の確保	3	P64	岩貞委員	資料5のP17(3)について、ユーザーに正しい情報が伝わる精度が大切だと考えているので、書きぶりを変えていただきたい。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 4 車両の安全性の確保」において、「自動車アセスメントによる安全な自動車等の普及促進」と記載しており、ユーザーにより正しい情報が伝わるよう、今後具体的な指摘を踏まえて、情報提供の在り方を検討してまいりたい。【国土交通省】
29	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	安全運転の確保	4	P58	岩貞委員	事業用ドライバーについて、過酷な労働条件のために、視野障害や脳疾患、心疾患等で突然死する方がいる。それらを防ぐための視点も入れてほしい。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 3 安全運転の確保」において、事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の実施として、「健康起因事故対策」と記載しており、作成した各種疾患ガイドライン・予防対策マニュアルの作成及び更新、各種スクリーニング検査の普及と費用補助の充実を進めてまいります。 【国土交通省】
30	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	1	P45	岩貞委員	国によっては事故を起こしても警察に届ける義務がない国もある。日本では事故を起こした際、救護義務があり、警察へ連絡する義務があることを伝える対策を講じてほしい。	骨子案「陸上交通の安全 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「自国の交通ルールとの違いを踏まえた、日本の交通ルールやマナーを理解・徹底させる」ことについて記載しており、外国人運転者に対し、交通事故発生時の救護義務・報告義務を含めた日本の交通ルールについて効果的な交通安全教育・広報啓発を推進してまいりたい。【警察庁】

注)「第12次交通安全基本計画骨子案への対応」欄に記載されている省庁名は、便宜上、当該欄のコメントを作成する省庁という意味であり、当該欄に省庁名が記載されていないからといって、専門委員の意見の内容について、所掌事務を有していないということではありません。